

被保険者の皆様へ

N I P P O健康保険組合

被扶養者の確認（検認）実施について

標記の件、下記のとおり実施しますのでご協力をお願い致します。

記

目 的：被扶養者に認定されている方が健康保険の扶養基準を満たしているかを確認するものです。（検認）

検認は、毎年実施するよう厚生労働省から指導を受けています。

期限までにご提出がない場合、保険証は無効となりますのでご注意ください。

（健康保険法施行規則）

対 象 者：被扶養者を有する被保険者のうち保険証の記号・番号が
123・00001 ～ 123・93999 の方

提出期限：2019年8月30日(金)

提 出 先：NIPPO健康保険組合（支店経由）
※本社は健保組合へ直接ご提出ください。

必要書類：別紙「検認における調書必要書類」のとおり

個人情報：提出いただいた調書、添付書類は健保組合で内容を確認し、被扶養者の再認定を実施しますが、取得した個人情報は、当健保組合の認定判定作業にのみ使用し、他に転用しません。

なお、提出いただいた書類(添付書類含む)は返却しませんので予めご承知願います。

この検認は、皆様の保険料を適正に使用するため必要な作業ですので、ご多忙のところ誠に恐れ入りますがご理解とご協力をお願い致します。

検認における調書必要書類

添付書類 ※下記<注意>参照		住民票 ※個人番号の記載・続柄記載のもの	所得証明書 ※収入額が記載されたもの	学生証の写し又は在学証明書	収入の証明書	送金の証明書	海外勤務者 被扶養者収入状況届 H31.1.1現在 非居住者のみ
被扶養者	区分						
健康保険上扶養に していない配偶者	収入のある者	●	●				
健康保険上扶養に している配偶者	収入のある者	●	●		●		●
	収入のない者	●	●				●
直系尊属 ・子・孫・ 兄弟姉妹	収入のある者	●	●		●	別居の場合のみ ●	●
	収入のない者	●	●			別居の場合のみ ●	●
	(年度末年齢)17歳以上の 学生	●	●	●	●	収入がある場合のみ	●
	(年度末年齢)17歳未満 の学生	●	●	● 高校生のみ	●	収入がある場合のみ	● 高校生のみ
(上記を除く) 三親等以内の親族	収入のある者	●	●		●	別居の場合 認定不可	●
	収入のない者	●	●				●

<注意>

添付書類	注意事項	入手先	
住民票 ※全員必須	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員の記載があるもので、続柄記載あり、個人番号(マイナンバー)記載なしのもの。 別居の場合はそれぞれの世帯毎に全員分必要。 3ヶ月以内に発行されたもの。 	市区町村	
所得証明書	<ul style="list-style-type: none"> 令和1年度のもの(平成30年の収入について記載のあるもの)。 収入額が記載されたもの。 所得証明書が交付されない場合のみ、非課税証明書を添付。 年度末年齢17歳以上の被扶養者は全員必要。 ※学生でも必須 	市区町村	
収入の証明書	給与収入	<ul style="list-style-type: none"> 給与明細等、総支給額の確認ができるもの(直近3ヶ月分)。 通帳は手取り金額のため不可。 	勤務先
	年金収入	<ul style="list-style-type: none"> 直近の振込通知書または額改定通知書。 源泉徴収票は過年分の年金額のため不可。 公的年金・私的年金・遺族年金・障害年金等を含む全ての年金。 	年金事務所
	その他収入	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年分の確定申告書・収支内訳書・経費内訳書。 各種手当金等がある場合、その金額が確認できるもの。 	税務署 ハローワーク等
送金の証明書	<ul style="list-style-type: none"> 通帳やATM利用明細書等、振込先の口座名義の記載があり、月々送金していることが確認できるもの(直近6か月分)。 ※単身赴任による別居の場合は不要 	銀行等	
海外勤務者 被扶養者収入状況届	<ul style="list-style-type: none"> 平成31年1月1日現在、非居住者のみ提出。 ※それ以外の者は所得証明書を添付 	当健保	

健康保険における扶養家族の基準

	健康保険の扶養家族(「被扶養者」といいます)	<参考> 税法上の扶養家族
収入の基準額	<p>月額108,333円以下 ※60歳以上・障害者の方は150,000円未満</p> <p>年間130万円未満 ※60歳以上・障害者の方は180万円未満</p> <p>被保険者の年収の1/2未満</p> <p>別居の場合は被保険者からの仕送り額より少ないこと</p>	<p>給与収入 原則、年間103万円以下</p>
収入の範囲	<p>継続性のある収入は全て含まれる ※税法上では含まれない非課税の収入も含まれます。 ※事業収入の場合、認められる必要経費は税法上とは異なります。</p>	<p>非課税の収入は含まれない ※通勤交通費・障害年金・遺族年金・失業給付・出産手当金・傷病手当金などは含まれません。</p>
年間収入の算定期間	<p>扶養家族になる日から将来に向かって1年間 ※扶養家族になる日以降の年間収入見込額で判断します。</p> <p>例① 6月末で退職した場合(60歳未満)、1月～6月の合計収入が130万円以上であっても7月以降無収入であれば7月1日から扶養家族になれる。</p> <p>例② 7月から働き始めた場合(60歳未満)、7月～12月の合計収入が130万円未満であっても、月収が108,334円以上であれば、7月以降の年間収入が130万円以上となることを見込まれるため7月1日以降は扶養家族になれない。</p>	<p>1月1日から12月31日 ※その年の12月31日現在の年間収入実績で判断します。</p> <p>例① 6月末で退職した場合、1月～6月の合計収入が103万円を超えていれば、その年は扶養家族になれない。</p> <p>例② 7月から働き始めた場合、7月～12月の合計収入が103万円以下であれば、その年は扶養家族になれる。</p>
家族の範囲	<p>主として被保険者の収入で生計を維持している3親等内の親族(内縁の配偶者含む) ※扶養家族になる日の年齢が75歳以上の方は後期高齢者医療制度の被保険者になりますので、該当しません。 ※直系尊属・子・孫・兄弟姉妹を除く3親等内の親族は同居が条件となります。</p>	<p>納税者と生計を一にする配偶者、親族(6親等内の血族および3親等内の姻族) ※その年の12月31日現在の年齢が16歳未満の方は扶養控除の対象になりません。(住民税の非課税計算の人数には含まれます) ※同居の条件なし</p>